平成 26 年５月 22 日

各　　位

会 社 名　ケ イ ヒ ン 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　大津　育敬
（コード番号　９３１２　東証第一部）
問合せ先　取締役総務部長　室　　明
（ＴＥＬ　０３－３４５６－７８０１）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年５月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を 15 名以内から 17 名以内に変更するものであります。

（２）取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の限度において免除できる旨、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役の責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
なお、第 28 条（取締役の責任免除）の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役および取締役会**
（取締役の員数および選任） 第 21 条　当会社の取締役は、15 名以内とし、株主総会において選任する。 ２　（条文省略） （新　設）	（取締役の員数および選任） 第 21 条　当会社の取締役は、17 名以内とし、株主総会において選任する。 ２　（現行どおり） （取締役の責任免除） 第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査役および監査役会**
第 28 条～第 33 条　（条文省略）	第 29 条～第 34 条　（現行どおり）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第 35 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第 34 条～第 37 条　（条文省略）	第 36 条～第 39 条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 26 年６月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日　　平成 26 年６月 27 日（予定）

以　上